

熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進  
事業費補助金交付要項

## 熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、小規模事業者の振興と安定に寄与するため、商工会、商工会議所及び県商工会連合会に対し、予算の範囲内で補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第2条に規定する小規模事業者を、「商工会」、「県連合会」及び「全国連合会」とは、それぞれ商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、県商工会連合会及び全国商工会連合会を、「商工会議所」及び「日商」とは、それぞれ商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び日本商工会議所をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商工会及び商工会議所（以下「商工会等」という。）並びに県連合会が次の各号に掲げる事業を別に知事が定めるところにより実施するために必要な経費であって、別表に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めたものについて、知事が別に定める補助金の算定基準に従い当該商工会等及び県連合会に対して予算の範囲内において交付する。

- (1) 商工会等が、知事が別に定める基準に基づき、経営指導員、専門経営指導員、特任経営指導員、経営指導員研修生、経営支援員を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）のうち職員の設置及び職員に附帯する指導事業
- (2) 商工会等が、経営改善普及事業の適正かつ効果的な実施を図るために行う資質向上対策事業
- (3) 商工会等が経営改善普及事業の適正かつ効果的な実施を図るために行う経営指導推進事業
- (4) 商工会議所が行う小規模事業者に対する施策普及事業
- (5) 商工会等が経営改善普及事業の円滑かつ効果的な推進を図るために行う指導施設の建設又は取得
- (6) 商工会等が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化等を推進するために行う情報ネットワーク化等推進事業
- (7) 商工会等が行う指導環境の整備を図るための指導環境推進事業
- (8) 商工会議所が行う商工会議所に設置されている青年部又は女性会の活動推進事業
- (9) 商工会議所が中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業
- (10) 県連合会が商工会指導員、広域経営指導員及び経営支援員を設置して行う商工会を指導する事業（以下「商工会指導事業」という。）並びに経営指導員、専門経営指導員、特任経営指導員、経営指導員研修生及び経営支援員を設置して行う経営改善普及事業のうち、職員の設置及び職員に附帯する指導事業
- (11) 県連合会が行う商工会指導事業及び経営改善普及事業（以下「商工会指導事業等」という。）の適正かつ効率的な実施を図るための資質向上対策事業
- (12) 県連合会が、商工会指導事業等の適正かつ効果的な実施を図るために行う経営指

### 導推進事業

- (13) 県連合会が行う小規模事業者に対する施策普及事業
- (14) 県連合会が商工会指導事業等の円滑かつ効果的な推進を図るために行う指導施設の新設又は取得
- (15) 県連合会が行う情報ネットワーク化等推進事業
- (16) 県連合会が行う商工会に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業
- (17) 県連合会が中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業

### (補助率)

第4条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の額及び補助対象経費の額に次の各号に掲げる補助事業別補助対象経費ごとに当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（ただし、第1号に掲げる経費のうち指導施設建設費等の経費については、2分の1を乗じて得た額又は知事が定める額のうちいずれか低い額）のうちいずれか低い額以内の額とする。

- (1) 別表（小規模事業指導費補助金補助事業別補助対象経費）に掲げる経費のうち次に掲げるもの 2分の1

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費
1 商工会等又は県連合会に対する補助	(6) 指導施設建設費	指導施設建設費等

- (2) 別表（小規模事業指導費補助金補助事業別補助対象経費）に掲げる経費のうち次に掲げるもの 3分の2

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費
1 商工会等又は県連合会に対する補助	(3) 資質向上対策事業費	海外研修事業参加費

- (3) 別表（小規模事業指導費補助金補助事業別補助対象経費）に掲げる経費のうち前2号に掲げるもの以外のものについては、前条の規定による補助対象経費の額以内の額とする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助事業計画書（別記第2号様式、別記第2号の2様式）
- (2) 補助対象職員設置調書（別記第3号様式、別記第3号の2様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）

- 3 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

知事は、当該補助金の交付の決定に当たっては、決定額の下限を100万円とするものとする。

- 2 知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 内容の変更

ア 補助事業に要する経費の合計額の20%を超えて増減しようとする場合

イ 補助の対象となった経営指導員、専門経営指導員、広域経営指導員、商工会指導員、特任経営指導員、経営指導員研修生、経営支援員（以下「補助対象職員」という。）の設置延月数に変更が生じる場合

(2) 経費の配分の変更

ア 配分された補助金のうち、俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、特地勤務手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、指導手当、福利厚生費、事務費の調査研究費のうちの特別調査研究費、福利環境整備費、指導事業費のうちの記帳指導員等謝金等、商工会等職員経営指導推進費、支部活動推進費のうちの支部借館料、研修指導事業費のうちの大学校研修等参加費及び海外研修事業参加費、経営指導推進費のうちの嘱託専門指導員謝金、指導施設建設費等、電子計算機賃借料、記帳機械化等推進事業オペレータ設置費及び指導環境推進費に係る分を変更しようとする場合

イ 配分された補助金のうち、経営指導員研修生費、資質向上対策推進事業費、経営・技術強化支援事業費、商工会等活動推進支援事業費、青年部・女性部活動推進費及び経営安定特別相談事業費に係る分を変更しようとする場合

ウ 上記ア及びイ以外の費目に係る分を20%を超えて変更しようとする場合

- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、添付書類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第7号様式、別記第7号の2様式）

(2) 補助対象職員設置調書（別記第3号様式、別記第3号の2様式）

(3) 収支（更正）予算書（別記第8号様式）

- 3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決通知は、補助金の額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（別記第9号様式）

により、補助金の額に変更を生じないときは、変更承認通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により、申請を取下げることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

（状況報告）

第9条 規則第11条による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 報告時点 9月30日

(2) 報告期限 10月9日

ただし、当該日が県の休日に当たる場合は、その前日を期限とする。

2 前項の状況報告は別記第11号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ小規模事業指導費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第12号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、補助事業の中止（廃止）承認通知書（別記第13号様式）により通知するものとする。

（補助対象職員の変更）

第11条 補助事業者は、補助対象職員を変更（退職又は任命）しようとするときは、あらかじめ補助対象職員変更承認申請書（別記第14号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

ただし、商工会にあっては、県商工会連合会長を経由して、上記補助対象職員変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象職員変更承認通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。

（補助対象職員の長期欠勤等）

第12条 補助事業者は、補助対象職員が引き続き3月を超えて欠勤し、又は本務を離れるに至った場合には、速やかに補助対象職員長期欠勤届（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、商工会にあっては、県商工会連合会長を経由して上記補助対象職員長期欠勤届を知事に提出しなければならない。なお、指導環境推進費対象の事務局長についても同様とする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第17号様式によるものとする。

2 規則第13条の実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 小規模事業指導費補助金支払明細書（別記第18号様式、別記第18号の2様式）

(2) 補助対象職員設置調書（別記第3号様式、別記第3号の2様式）

(3) 事業実績報告書（別紙1、別記第19号様式、別記第19号の2様式）

(4) 収支精算書（別記第20号様式）

3 第1項の実績報告書の提出期限は、当該年度の3月31日とする。

ただし、当該日が県の休日に当たる場合は、その前日を期限とする。

4 補助事業者は、第1項の実績報告をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額を減額して報告しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した指導施設、指導用車両、研修用機器、備品（記帳機械化システム実用化に係る端末機を含む。以下「備品等」という。）及び無形財産又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、別記第21号様式による取得財産等管理台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の備品等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、備品等の処分承認申請書（別記第22号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において知事はその処分等によって得た収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該備品等が知事が別に定める耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、第13条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、補助金確定通知書（別記第23号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第16条 規則第16条の補助金請求書は、別記第24号様式又は別記第25号様式によるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第26号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

(証拠書類の保管)

第18条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(非常災害等の場合の措置)

第19条 補助事業者が、非常災害等により被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(情報等の提出及び報告)

第20条 補助事業者は、非常災害等による商工業の被害状況を把握し、知事の求めに応じて、これを報告しなければならない。

2 知事は、前項に規定する報告のほか、商工業に関する情報及び資料の提出を求める

ことができる。

(雑則)

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は昭和59年6月6日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要項は昭和60年6月25日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要項は昭和61年11月21日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要項は昭和62年6月20日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要項は昭和63年6月16日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成元年3月13日から施行する。

附 則

この要項は平成2年3月7日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成2年7月27日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成3年8月6日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成4年6月8日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成5年7月28日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成6年7月18日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成7年7月31日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成8年7月17日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成9年6月12日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成10年7月8日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成11年6月22日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成12年8月23日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成13年7月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成14年7月23日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成15年7月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成16年6月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成20年6月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成29年7月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成31年2月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成31年（2019年）4月10日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和元年（2019年）8月27日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和2年（2020年）2月26日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和2年（2020年）4月7日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和3年（2021年）3月16日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和3年（2021年）4月14日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和4年（2022年）2月28日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和4年（2022年）6月2日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和4年（2022年）9月12日から施行し、令和4年（2022年）7月1日から適用する。

附 則

この要項は令和5年（2023年）2月28日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

(別表)

小規模事業指導費補助金・小規模事業対策  
推進事業費補助金補助事業別補助対象経費

[小規模事業指導費補助金]

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費			
		経費区分	経費区分の明細	内 容	
1 商工会等又は 県商工会連合会に 対する補助	(1)補助対象職 員の設置費	俸給		補助対象職員の俸給	
		扶養手当		補助対象職員の扶養手当	
		通勤手当		補助対象職員の通勤手当	
		特地勤務手当		補助対象職員（経営指導員研修生を除く。）の特地勤務手当	
		期末手当		補助対象職員の期末手当	
		住居手当		補助対象職員の住居手当	
		超過勤務手当		補助対象職員（経営指導員研修生を除く）の超過勤務手当	
		福利厚生費		補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分	
	(2)指導事業費	旅 費	指導旅費		経営改善普及事業の実施に要する補助対象職員、記帳指導職員、記帳指導員及び嘱託専門指導員の旅費
			研修会出席旅費		県連及び幹事商工会議所が行う研修会への出席に要する補助対象職員の旅費（経済産業局が主催する経営指導員等連絡会議への出席旅費、中小企業庁長官又は経済産業局長若しくは県知事の指示又は承認を受けた研修会、研究会等への出席旅費を含む。）や、県連合会が行う商工会役員研修会、商工会等職員基本能力研修会、管理職養成研修会、経営革新支援研修会、情報化推進要員研修会への出席に要する職員の旅費及び商工会議所が行う商工会議所基礎研修会への出席に要する経営支援員の旅費
			経営指導員等交流 研修事業参加旅費		商工会等が行う経営指導員等交流研修事業への参加に要する経営指導員又は専門経営指導員の旅費
			特定商工会議所中 小企業相談所直面 問題会議等出席旅 費		日商が行う特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市及び都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等への出席に要する中小企業相談所長、経営指導員（知事が補助対象とする経営指導員及び専門経営指導員を含む。）の旅費
			商工会指導員等研 修会等出席旅費		全国連合会が主催する商工会指導員等研修会等への出席に要する商工会指導員及び広域経営指導員の旅費
			広域指導センター 所長会議出席旅費		全国連合会が主催する広域指導センター所長会議への出席に要する広域指導センター所長（代理出席する専門経営指導員を含む。）の旅費
		事 務 費	指導事務費、調査 研究費		経営改善普及事業の実施に必要な指導事務及び調査研究に要する会議費、備品費、雑役務費、謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、集計費、修繕費、保守料、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費（補助対象職員の資質向上を図るため、中小企業庁長官又は経済産業局長若しくは県知事の指示又は承認を受けた研修会への受講に要する受講料を含む。）並びに経営指導員、専門経営指導員及び経営支援員の自己啓発の促進を図るための特別調査研究費(人件費)
			経営支援特別対策 事務費		商工会等が行う経営支援プログラムの作成及び経営革新計画の作成支援を実施する際に必要な旅費（専門家招へいにおける旅費を含む。）、謝金等の経費
			指導用車両購入費		県連合会が実施する商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な指導用車両の購入に要する経費
	広報用車両購入費		県連合会が実施する商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な広報用車両の購入に要する経費		
	福利環境整備 費		補助対象職員にかかわる福利環境整備事業費の事業主支払分		

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内 容
	(2) 指導事業費	指導事業費	講習会等開催費	経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料（移動講習会の場合の車両を含む。）、資料費、消耗品費、会議費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
			金融指導事業費	金融指導事業に要する旅費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、備品費及び参考資料の購入費
			記帳指導員等謝金等	記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当
		商工会等職員経営指導推進費		経営改善普及事業の推進のため補助対象職員に必要な研究指導手当及び参考資料購入費及び旅費
		支部活動推進費	支部借館料	県連合会がその支部（所）として広域指導センターを又は商工会議所がその支部（所）を設置するために必要な借館料
			指導用車両購入費	県連合会がその支部（所）として設置する広域指導センターにおける経営改善普及事業の実施に必要な指導用車両の購入費
	(3) 資質向上対策事業費	研修指導事業費	大学校研修等参加費	県知事が指定する独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が行う研修（基礎研修、専門研修、上級研修及び中小企業診断士養成コース）等への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料
			役職員研修会開催費	商工会議所及び県連合会が行う役職員研修会の開催に要する謝金、旅費、資料作成費、借損料、（移動研修会の場合の車両を含む。）、通信運搬費、委託費及び消耗品費
			海外研修事業参加費	日商が行う経営指導員等海外研修事業に参加する経営指導員（県が補助対象とする経営指導員及び専門経営指導員を含む。）の海外旅費及び事前研修旅費
			経営指導員等技術研修会費	商工会議所及び県連合会が実施する経営指導員等技術研修会に要する経費であって、謝金、旅費、借損料、資料費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費並びに商工会議所及び県連合会が行う経営指導員等技術研修会への経営指導員等の出席旅費
			県連合会役員セミナー出席旅費	全国連合会が行う県連合会役員セミナーへの出席に要する役員の旅費
			商工会指導員等交流研修事業参加費	県連合会が行う商工会指導員等交流研修事業への参加に要する商工会指導員、広域経営指導員、専門経営指導員又は経営指導員の旅費
			コンピューター要員（プログラマー）養成研修会出席旅費	全国連合会が実施するコンピューター要員（プログラマー）養成研修会への出席に要する県連合会職員の旅費
			経営指導員研修生費	機構が行う経営指導員研修生研修課程等への出席に要する経営指導員研修生の旅費、調査研究費及び受講料
		資質向上対策推進事業費		商工会議所及び県連合会が実施する資質向上対策推進事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、統一資格認定試験実施費、原稿料及び消耗品費
		人事交流赴任旅費		県連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する赴任旅費
		人事交流単身赴任手当		県連合会が人事交流を行う場合の当該人事異動者に対する単身赴任手当

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内 容
	(4) 経営指導推進費	専門相談指導費		商工会議所が実施する専門指導に要する講師謝金、講師旅費及び借損料
		嘱託専門指導員謝金		商工会議所及び県連合会が行う経営改善普及事業の円滑な実施を図るために必要な嘱託専門指導員の謝金
		経営・技術強化支援事業費		商工会等及び県連合会が実施する経営・技術強化支援事業に要する費用であって、謝金、旅費、原稿料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費、通信運搬費及び補助金
		販路開拓支援事業費		商工会等及び県連合会が広域連携して行う小規模事業者等に対する販売力・営業力強化、売れる商品づくり等の支援に要する経費で次のもの 謝金、旅費、会議費、借損料、資料購入費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、消耗品・備品費、展示会等実施・出展費、広報費、委託費、外注費、試作品開発費
		商工会等活動推進支援事業費		特別な事業に取り組むことによって事務量増加に伴い生じる経費で国補助等の対象経費を除いた次に係る経費 謝金、旅費、消耗品費、会議費、借損料、人件費（事務量の増加に伴う補助対象職員の超過勤務手当）、賃金（事務量の増加に伴う臨時職員の人件費）
		指導用軽車両購入費		商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な指導用軽車両の購入費
	(5) 小規模事業施策普及費	経営発達マーケティングソフト導入事業費		幹事会議所及び県連合会が実施する小規模事業者の伴走型支援に向けた各商工会等のマーケティング力強化のためのソフト導入事業に要する経費で次のもの 講師謝金、講師旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料
		小規模事業施策普及費	パンフレット、ポスター作成費	経営改善普及事業の一環として商工会等が実施する小規模事業者に対する啓発及び広報用パンフレット、ポスター等の作成に要する印刷製本費等及びホームページ作成費（施策情報の掲載・更新に係る経費に限る。）
			県連合会ニュース	県連合会が行う県連ニュースの作成等に要する印刷製本費等及びホームページの作成費（施策情報の搭載・更新にかかる経費に限る。）
	(6) 指導施設建設費	指導施設建設費等		商工会等及び県連合会の指導施設の建設、取得又は修繕に要する経費
	(7) 情報ネットワーク化等推進事業費	端末機設置費		商工会等が実施する記帳機械化システム等の実施に必要な端末機及び付属品の設置に必要な購入費
		電子計算機賃借料		商工会議所及び県連合会が記帳機械化システム等の推進に係る電子計算機（オンライン関係機器を含む。）を設置するのに必要な賃借料及び保守料
		記帳機械化等推進事業オペレータ設置費		県連合会が実施する記帳機械化システム等の推進に要する経費であって、オペレータ設置（人件費）に要する経費
	(8) 指導環境推進費	指導環境推進費		商工会等が実施する経営改善普及事業の推進のための指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費（事務局長及び商工会同士又は商工会議所同士の合併若しくは広域連携に伴う事務局長、事務局次長又は支所長の設置に係るものに限る。）、備品費（車両購入費を含む。）、消耗品費、印刷製本費及び参考資料の購入費並びに経営改善普及事業の推進に必要な事業に係る講習会等の謝金、旅費、借損料、雑役務費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び参考資料の購入費（他の経費区分に係るものと分割支出することとなるものを除く。）

補助区分	補助事業の区分	補助対象経費		
		経費区分	経費区分の明細	内 容
	(9) 若手後継者等育成事業費	青年部、女性部活動推進費	青年部、女性部活動推進費	商工会議所及び県連合会が行う青年部、女性部（会）の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費（研修会等に参加するための受講者交通費及び全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う青年部又は女性部（会）指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。）、借損料（移動講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上費を含む。）、雑役務費、会議費、資料費、印刷製本費、備品費、消耗品費、通信運搬費、調査等委託費
			商工会青年部全国大会熊本大会開催費	県連合会が青年部の活動推進や部員の資質の向上等を目的として開催する商工会青年部全国大会熊本大会の開催に要する会場関係費、会場設営費（大会のみ）
	(10) 経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		商工会議所及び県連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、借損料、パーソナルコンピューター賃借料、会議費、雑役務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫・書架であって、総額10万円以内に限り。）、燃料費、保守料及び委託費
		講習会等出席及び緊急対策等事業費		商工会議所及び県連合会が実施する緊急対策事業、しにせ倒産対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、雑役務費及び委託費並びに全国連合会又は日商が実施する講習会、事例研究会、商工調停士会への出席に要する旅費

熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付基準額（経費区分別交付基準額算定表）

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
商工会又は商工会議所に対する補助	補助対象職員の設置費	俸給	<p>次の（１）から（３）の合計額</p> <p>（１）俸給等に関する補助金の算定要領（以下「算定要領」という。）による補助対象職員（経営指導員、専門経営指導員及び経営支援員をいう。経営指導員研修生を除く。）ごとの俸給月額×それぞれの設置月数</p> <p>（２）295,800円×特任経営指導員の設置数×設置月数</p> <p>（３）209,300円×経営指導員研修生の設置数×設置月数</p>
		扶養手当	<p>次の（１）及び（２）の合計額</p> <p>（１）交付要項運用による補助対象職員（経営指導員、専門経営指導員及び経営支援員をいう。経営指導員研修生を除く。）ごとの支給月額×それぞれの補助対象月数（ただし、上限あり。）</p> <p>（２）15,060円×特任経営指導員の設置数×設置月数×0.75</p>
		通勤手当	<p>次の（１）及び（２）の合計額</p> <p>（１）交付要項運用による補助対象職員（経営指導員、専門経営指導員及び経営支援員をいう。）ごとの支給月額×それぞれの補助対象月数（ただし、上限あり。）</p> <p>（２）7,000円×特任経営指導員の設置数×設置月数</p>
		特地勤務手当	<p>次の（１）及び（２）の合計額</p> <p>（１）11,290円×離島地区商工会に在勤する経営指導員の設置数×設置月数</p> <p>（２）7,310円×離島地区商工会に在勤する経営支援員の設置数×設置月数</p>
		期末手当	<p>次の（１）から（４）の合計額（ただし、上限あり。）</p> <p>（１）交付要項、交付基準額及び補助金算定要領による補助対象職員（経営指導員、専門経営指導員及び経営支援員をいう。）ごとの俸給及び扶養手当の合計月額×それぞれの支給率</p> <p>（２）交付要項運用、交付基準額及び補助金算定要領による経営指導員及び専門経営指導員ごとの俸給及び調整手当の合計月額×0.05×それぞれの支給率</p> <p>（３）307,000円×特任経営指導員の設置数×4.4月</p> <p>（４）295,800円×0.05×特任経営指導員の設置数×4.4月</p> <p>ただし、令和4年6月に支給する期末手当の補助額は、上記（１）～（４）にかかわらず、上記（１）～（４）に基づき算定される期末手当の補助額から、令和3年12月の期末手当の補助額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。</p>
		住居手当	<p>次の（１）及び（２）の合計額</p> <p>（１）交付要項運用による補助対象職員（経営指導員、専門経営指導員及び経営支援員をいう。）ごとの支給月額×それぞれの補助対象月数（ただし、上限あり。）</p> <p>（２）2,400円×特任経営指導員の設置数×設置月数</p>
		超過勤務手当	<p>次の（１）から（３）の合計額</p> <p>（１）8,000円×経営指導員、専門経営指導員及び特任経営指導員の設置数×設置月数</p> <p>（２）5,000円×経営支援員の設置数×設置月数</p> <p>（３）知事が特に定める額</p>

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
商工会又は商工会議所に対する補助	補助対象職員の設置費	福利厚生費	<p>補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び労災保険料の事業主負担分の1/2以内で次の額の合計額</p> <p>(1) 390,140円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数  20,740円×経営指導員及び専門経営指導員のうち40歳以上65歳未満の者の設置数  400,590円×経営指導員(特地勤務手当受給者)の設置数  21,290円×経営指導員(特地勤務手当受給者)のうち40歳以上65歳未満の者の設置数</p> <p>(2) 245,160円×経営支援員の設置数  13,030円×経営支援員のうち40歳以上65歳未満の者の設置数  251,930円×経営支援員(特地勤務手当受給者)の設置数  13,390円×経営支援員(特地勤務手当受給者)のうち40歳以上65歳未満の者の設置数</p> <p>(3) 409,540円×特任経営指導員の設置数  21,770円×特任経営指導員のうち40歳以上65歳未満の者の設置数</p>
	指導事業費	旅費	<p>次の(1)から(3)の合計額</p> <p>(1) 指導旅費  ・一般分 22,800円×経営指導員、専門経営指導員の設置数  ・離島地区加算分 68,400円×経営指導員の設置数  ・特任経営指導員 468,000円×特任経営指導員の設置数</p> <p>(2) 研修会出席旅費  ・知事が別に定める額  ・特任経営指導員 10,860円×特任経営指導員の設置数</p> <p>(3) 上記(2)以外で知事が認める研修会への出席旅費  知事が別に定める額</p>
		事務費	<p>次の(1)から(4)の合計額</p> <p>(1) 指導事務費  ・一般分 45,370円×経営指導員の設置数  88,460円×専門経営指導員の設置数  ・離島地区加算分 7,600円×経営指導員の設置数  ・特任経営指導員 101,560円×特任経営指導員の設置数</p> <p>(2) 調査研究費  105,800円×特任経営指導員の設置数</p> <p>(3) 特別調査研究費  知事が別に定める交付基準額により算定した額</p> <p>(4) 経営支援特別対策事務費  知事が別に定める額</p>

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
商工会又は商工会議所に対する補助	指導事業費	福利環境整備費	次の(1)から(3)の合計額 (1) 282,400円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数 (2) 182,800円×経営支援員の設置数 (3) 295,800円×特任経営指導員の設置数
		指導事業費	次の(1)から(4)の合計額 (1) 講習会等開催費 104,000円×経営指導員の設置数 204,000円×特任経営指導員の設置数 (2) 業種別講習会等開催費 104,000円×専門経営指導員の設置数 (3) 金融指導事業費 42,710円×経営指導員の設置数 加算分 22円×商工会等地区内の小規模事業者数 (4) 記帳指導員等謝金等 246,960円×知事が別に定める謝金単位数
		商工会等職員経営指導推進費	月額20,000円以内×設置数×設置月数 ただし、法定経営指導員については、月額10,000円とする。
		支部活動推進費	支部借館料 知事が別に定める額
資質向上対策事業費	研修指導事業費	次の(1)及び(2)の合計額 (1) 大学校研修等参加費(うち受講料) 【基礎研修】 ① 税務・財務診断(人吉校・20日間) 110,350円(58,000円)×参加人数 ② 経営診断基礎(商業コース)(人吉校・20日間) 110,350円(58,000円)×参加人数 【専門研修】 ① 東京校分(4日間コース) 80,700円(23,000円)×参加人数 ② 東京校分(3日間コース) 76,900円(23,000円)×参加人数 ③ 関西校分(3日間コース) 70,700円(23,000円)×参加人数 ④ 広島校分(3日間コース) 60,160円(23,000円)×参加人数 ⑤ 直方校分(3日間コース) 45,980円(23,000円)×参加人数 ⑥ 人吉校分(3日間コース) 31,570円(23,000円)×参加人数 ⑦ web校分(全2回(6時間)) 22,300円(16,000円)×参加人数 【上級研修】 ① 東京校分(5日間コース) 85,500円(24,000円)×参加人数 ② 東京校分(3日間コース) 76,900円(23,000円)×参加人数 【中小企業診断士養成研修】 1,784,600円(1,205,000円)×参加人数 (2) 商工会議所研修会開催費 知事が別に定める額(幹事商工会議所)	
	資質向上対策推進事業費	知事が別に定める額(幹事商工会議所)	

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
商工会又は商工会議所に対する補助	経営指導推進費	専門相談指導費	知事が別に定める額（一商工会議所当たり）
		嘱託専門指導員謝金	180,000円×嘱託専門指導員の設置数（知事が別に定める数）×設置月数
		経営・技術強化支援事業費	知事が別に定める額（一商工会議所当たり）
		販路開拓支援事業費	知事が別に定める額（幹事商工会議所）
		商工会等活動推進支援事業費	500,000円以内（一商工会等当たり）
		指導用軽車両購入費	知事が別に定める額
		経営発達マーケティングソフト導入事業費	知事が別に定める額（幹事商工会議所）
	小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費	知事が別に定める額×小規模事業者数（商工会議所のみ）
	指導施設建設費	指導施設建設費等	知事が別に定める金額
	情報ネットワーク化等推進事業費	端末機設置費	一台当たり 120,000円以内
		電子計算機賃借料	知事が別に定める額×賃借月数
	指導環境推進費	指導環境推進費	291,660円×事務局長の設置月数 (一商工会等に対する補助対象額 3,500,000円)
	若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費	知事が別に定める額
	経営安定特別相談事業費	特別相談事業費	一商工会議所当たり711,200円
講習会等出席及び緊急対策等事業費		知事が別に定める額	

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
熊本県商工会連合会に対する補助	補助対象職員の設置費	俸給	次の(1)から(4)の合計額 (1) 295,800円×商工会指導員、広域経営指導員及び特任経営指導員の設置数×設置月数 (2) 282,400円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数×設置月数 (3) 214,300円×経営支援員の設置数×設置月数 (4) 209,300円×経営指導員研修生の設置数×設置月数
		扶養手当	15,060円×補助対象職員(ただし、経営指導員研修生を除く。)の設置数×設置月数×0.8(ただし、経営指導員、専門経営指導員及び特任経営指導員は0.75、経営支援員は0.15をそれぞれ乗じた額)
		通勤手当	7,000円×補助対象職員の設置数×設置月数
		期末手当	次の(1)から(8)の合計額 (1) 307,800円×商工会指導員及び広域経営指導員の設置数×4.40月 (2) 307,000円×特任経営指導員の設置数×4.40月 (3) 293,600円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数×4.40月 (4) 216,500円×経営支援員の設置数×4.40月 (5) 209,300円×経営指導員研修生の設置数×4.40月 (6) 209,300円×経営指導員研修生(4月1日新設分)×2.895月 (7) 295,800円×0.05×商工会指導員、広域経営指導員及び特任経営指導員の設置数×4.40月 (8) 282,400円×0.05×経営指導員及び専門経営指導員の設置数×4.40月 ただし、令和4年6月に支給する期末手当の補助額は、上記(1)～(8)にかかわらず、上記(1)～(8)に基づき算定される期末手当の補助額から、令和3年12月の期末手当の補助額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。
		住居手当	2,400円×補助対象職員の設置数×設置月数
		超過勤務手当	次の(1)及び(2)の合計額 (1) 8,000円×商工会指導員、広域経営指導員、経営指導員、専門経営指導員及び特任経営指導員の設置数×設置月数 (2) 5,000円×経営支援員の設置数×設置月数
		福利厚生費	次の(1)から(6)の合計額 (1) 410,490円×商工会指導員及び広域経営指導員の設置数 21,820円×商工会指導員及び広域経営指導員のうち40歳以上65歳未満の者の設置数 (2) 409,540円×特任経営指導員の設置数 21,770円×特任経営指導員のうち40歳以上65歳未満の者の設置数 (3) 392,360円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数 20,850円×経営指導員及び専門経営指導員のうち40歳以上65歳未満の者の設置数 (4) 287,220円×経営支援員の設置数 15,260円×経営支援員のうち40歳以上65歳未満の者の設置数 (5) 273,430円×経営指導員研修生(2年目)の設置数 (6) 249,130円×経営指導員研修生(1年目)の設置数

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
熊本県商工会連合会に対する補助	指導事業費	旅 費	<p>次の(1)から(3)の合計額</p> <p>(1) 指導旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般分           <ul style="list-style-type: none"> <li>58,800円×商工会指導員の設置数</li> <li>66,000円×広域経営指導員の設置数</li> <li>73,200円×専門経営指導員の設置数</li> <li>77,000円×経営指導員の設置数</li> </ul> </li> <li>・適正化指導分           <ul style="list-style-type: none"> <li>179,600円(一般分)</li> </ul> </li> <li>・特任経営指導員           <ul style="list-style-type: none"> <li>468,000円×特任経営指導員の設置数</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 研修会出席旅費(県連合会及び幹事商工会議所主催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6,640円×2回×経営指導員及び専門経営指導員の設置数</li> <li>10,860円×特任経営指導員の設置数</li> </ul> <p>(3) 全国連合会が実施する商工会指導員研修会出席旅費、広域指導センター所長会議出席旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会指導員等研修会出席旅費           <ul style="list-style-type: none"> <li>53,400円×参加人数</li> </ul> </li> <li>・広域指導センター所長会議出席旅費           <ul style="list-style-type: none"> <li>48,000円×参加人数</li> </ul> </li> </ul>
		事 務 費	<p>次の(1)から(5)の合計額</p> <p>(1) 指導事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>40,620円×商工会指導員</li> <li>39,700円×広域経営指導員の設置数</li> <li>27,640円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数</li> <li>23,420円×経営支援員の設置数</li> <li>101,560円×特任経営指導員の設置数</li> </ul> <p>(2) 調査研究費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2,200円×商工会指導員及び広域経営指導員の設置数</li> <li>107,900円×専門経営指導員の設置数</li> <li>105,800円×特任経営指導員の設置数</li> <li>53,760円×経営指導員の設置数</li> </ul> <p>(3) 特別調査研究費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8,500円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数×設置月数</li> </ul> <p>(4) 指導用車両購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一台当たり1,260,000円</li> </ul> <p>(5) 広報用車両購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一台当たり2,730,000円</li> </ul>
		福利環境整備費	<p>次の(1)から(4)までの合計額</p> <p>(1) 295,800円×商工会指導員、広域経営指導員及び特任経営指導員の設置数</p> <p>(2) 282,400円×経営指導員及び専門経営指導員の設置数</p> <p>(3) 214,300円×経営支援員の設置数</p> <p>(4) 209,300円×経営指導員研修生の設置数</p>
		指導事業費	<p>次の(1)から(4)の合計額</p> <p>(1) 講習会等開催費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60,540円</li> <li>204,000円×特任経営指導員の設置数</li> </ul> <p>(2) 業種別・専門分野講習会等開催費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>104,000円×専門経営指導員及び経営指導員の設置数</li> </ul> <p>(3) 金融指導事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>154,240円</li> <li>88,960円×経営指導員の設置数</li> </ul> <p>(4) 記帳指導員等謝金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>246,960円×知事が別に定める謝金単位数</li> </ul>
		商工会等職員経営指導推進費	<p>月額20,000円以内×設置数×設置月数</p> <p>ただし、法定経営指導員については、月額10,000円とする。</p>

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
熊本県商工会連合会に対する補助	指導事業費	支部活動推進費	<p>次の(1)及び(2)の額の合計額</p> <p>(1) 支部借館料 61,920円×支部設置数×設置月数</p> <p>(2) 指導用車両購入費 1,097,250円×支部設置数</p>
	資質向上対策事業費	研修指導事業費	<p>次の(1)から(5)までの合計額</p> <p>(1) 大学校研修等参加費(うち受講料)</p> <p>【基礎研修】</p> <p>① 税務・財務診断(人吉校・20日間) 110,350円(58,000円)×参加人数</p> <p>② 経営診断基礎(商業コース)(人吉校・20日間) 110,350円(58,000円)×参加人数</p> <p>【専門研修】</p> <p>① 東京校分(4日間コース) 80,700円(23,000円)×参加人数</p> <p>② 東京校分(3日間コース) 76,900円(23,000円)×参加人数</p> <p>③ 関西校分(3日間コース) 70,700円(23,000円)×参加人数</p> <p>④ 広島校分(3日間コース) 60,160円(23,000円)×参加人数</p> <p>⑤ 直方校分(3日間コース) 45,980円(23,000円)×参加人数</p> <p>⑥ 人吉校分(3日間コース) 31,570円(23,000円)×参加人数</p> <p>⑦ web校分(全2回(6時間)) 22,300円(16,000円)×参加人数</p> <p>【上級研修】</p> <p>① 東京校分(5日間コース) 85,500円(24,000円)×参加人数</p> <p>② 東京校分(3日間コース) 76,900円(23,000円)×参加人数</p> <p>【中小企業診断士養成研修】 1,784,600円(1,205,000円)×参加人数</p> <p>(2) 役職員研修会開催費 知事が別に定める額</p> <p>(3) 県連合会役員セミナー出席旅費 21,360円×知事が別に定める人数</p> <p>(4) 商工会指導員等交流研修事業参加費 47,120円×知事が別に定める人数</p> <p>(5) コンピューター要員(プログラマー)養成研修出席旅費 知事が別に定める額×参加人数</p>
		経営指導員研修生費	<p>次の(1)から(3)までの合計額</p> <p>(1) 実習旅費 5,440円×6月×経営指導員研修生の設置数</p> <p>(2) 調査研究費 2,750円×経営指導員研修生設置数</p> <p>(3) 大学校研修等参加費(うち受講料)</p> <p>税務・財務診断(人吉校・20日間) 110,350円(58,000円)×参加人数</p> <p>経営診断基礎(人吉校・20日間) 110,350円(58,000円)×参加人数</p>

補助区分	補助事業の区分	経費区分	補助算定基準
熊本県商工会連合会に対する補助	資質向上対策事業費	資質向上対策推進事業費	知事が別に定める額
		人事交流赴任旅費	知事が別に定める額
		人事交流単身赴任手当	知事が別に定める額
	経営指導推進費	嘱託専門指導員謝金	180,000円×嘱託専門経営指導員の設置月数 (知事が別に定める額)
		経営・技術強化支援事業費	知事が別に定める額
		販路開拓支援事業費	知事が別に定める額
		商工会等活動推進支援事業費	500,000円以内(一商工会等当たり)
		経営発達マーケティングソフト導入事業費	知事が別に定める額
	小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費	知事が別に定める額
	指導施設建設費	指導施設建設費等	78,750,000円
	情報ネットワーク化等推進事業費	端末機設置費	知事が別に定める額
		電子計算機賃借料	知事が別に定める額
		記帳機械化等推進事業オペレータ設置費	2,850,000円
	若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費	知事が別に定める額
経営安定特別相談事業費	特別相談事業費	788,000円	
	講習会等出席及び緊急対策等事業費	知事が別に定める額	

## 【要項別記様式における記入上の注意】

- ・ 別記第 2 号様式、別記第 2 号の 2 様式（第 5 条関係）
  - 1 . 商工会等又は県連合会に対する補助事業計画
- ・ 別記第 3 号様式、別記第 3 号の 2 様式（第 5 条、第 1 3 条関係）  
補助対象職員設置調書
- ・ 別記第 7 号様式、別記第 7 号の 2 様式（第 7 条関係）
  - 1 . 商工会等又は県連合会に対する補助事業変更計画
- ・ 別記第 1 8 号様式、別記第 1 8 号の 2 様式（第 1 3 条関係）
  - 1 . 商工会等又は県連合会に対する補助事業計画

等における「補助事業に要する経費」欄には、**補助対象経費のみを**  
記載すること。

# 別記様式

別記第1号様式（第5条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり小規模事業者に対する指導事業を実施したいので、熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金 金 円（補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額）を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 交付を受けようとする補助金等の額及び補助金の額の算出基礎

添付書類

- （1）補助事業計画書
- （2）補助対象職員設置調書
- （3）収支予算書

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考	
				円	円	設置人員	
(1)補助対象職員の設置費	俸給		延人月			1 商工会 ①経営指導員 0人 ②経営支援員 人	
	扶養手当		延人月				
		小計		0	0	2 商工会議所 0人	
	通勤手当		延人月			①専門経営指導員 人 ②経営指導員 人 ③経営支援員 人	
	特勤勤務手当		延人月				
	期末手当		人			3 県連合会 0人	
	寒冷地手当		延人月			①商工会指導員 人 ②広域経営指導員 人 ③専門経営指導員 人	
	住居手当		延人月			④経営指導員 人 ⑤経営支援員 人	
	超過勤務手当		延人月			⑥経営指導員研修生 人	
	福利厚生費		人				
	人件費計			0	0		
(2)指導事業費	旅費	指導旅費	延人			1 経営指導員 ①商工会議所主催 延人 ②県連合会主催 延人	
		研修会出席旅費	延人				
		経営指導員等交流研修事業参加旅費	延人			2 経営支援員 ①商工会議所主催 延人 ②県連合会主催 延人	
		商工会等役職員研修出席旅費	延人				
		商工会議所基礎研修会出席旅費	延人				
		商工会指導員等研修会出席旅費	人				
		広域指導センター所長会議出席旅費	人				
		小計		0	0		
	事務費	指導事務費					1 商工会 0人 ①経営指導員(再雇用者を除く) 人 ②経営支援員(再雇用者を除く) 人
		調査研究費	人				
		特別調査研究費	延人月				2 商工会議所 0人
		経営支援特別対策事務費	件				①専門経営指導員(再雇用者を除く) 人 ②経営指導員(再雇用者を除く) 人 ③経営支援員(再雇用者を除く) 人
		指導用車両購入費	台				
		広報用車両購入費	台				
		小計		0	0		
	福利環境整備費		延人月				
	指導事業費	講習会等開催費	回				
		金融指導事業費	延件数				
		記帳指導員謝金	延人				
		記帳指導職員指導手当	延人				
		小計		0	0		
	商工会等職員経営指導推進費		人				
	支部活動推進費	支部借館料	力所				
指導用車両購入費		台					
小計			0	0			
指導事業費計			0	0			

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考	
(3) 資質向上対策事業費	研修指導事業費	大学校研修等参加費	人				
		役職員研修会開催費	回			商工会議所主催 0回 県連合会主催 0回 役員 回 役員 回 基本能力 回 基本能力 回 業務分担 回 業務分担 回 専門スタッフ 回 専門スタッフ 回	
		海外研修事業参加費	人				
		経営指導員等技術研修会費	開催 参加			商工会議所主催 回 参加 人 県連合会主催 回 参加 人	
		県連合会役員セミナー出席旅費	人				
		商工会指導員等交流研修事業参加費	人				
		コンピューター要員(プログラマー)養成研修会出席旅費	人				
		小計			0	0	
	計	経営指導員研修生費	人				
		資質向上対策推進事業費	回				
		人事交流赴任旅費	人				
		人事交流単身赴任手当	人				
		計			0	0	
	(4) 経営指導推進費	専門相談指導費	人				
囑託専門指導員謝金		人					
経営・技術強化支援事業費		カ所 人日					
販路開拓支援事業費		カ所 人日					
商工会等活動推進支援事業費		カ所					
指導用軽車両購入費		台					
経営発達マーケティングソフト導入事業費		種類					
計			0	0			
(5) 小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費	パンフレット、ポスター作成費	種類 ホームページ カ所			パンフレット ポスター 種類 種類	
		県連合会ニュース	県連ニュース作成・発行 回 ホームページ作成 カ所				
	計			0	0		
(6) 指導施設建設費	指導施設建設費等	建設費	カ所			[指導施設]	
		取得費	カ所				
		建設費	カ所			[研修センター併設]	
		取得費	カ所				
		建設費	カ所			[研修センター増設]	
		取得費	カ所				
		建設費	カ所			[展示等施設併設]	
		取得費	カ所				
		建設費	カ所			[展示等施設増設]	
		取得費	カ所				
		建設費	カ所			[総合指導施設]	
	取得費	カ所					
建設費	カ所			[県連合会施設]			
取得費	カ所						
計			0	0			

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考
(7)情報ネットワーク等推進事業費	端末機設置費		台			
	電子計算機賃借料		延月数			中 型 小 型 台
	記帳機械化等推進事業オペレータ設置費		カ所 延人月 (オペレータ)			
	計			0	0	
(8)指導環境推進費	指導環境推進費(事務局長設置費)		延月数			
(9)若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費	青年部・女性部活動推進費	商工会議所 カ所			青年部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
			女性会			講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
			県連合会 カ所			青年部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
			女性部			講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
		商工会青年部全国大会熊本大会開催費				全国大会参加者数 人
計				0	0	
(10)経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		カ所			
	講習会等出席及び緊急対策等事業費		カ所			
	計			0	0	
事業費小計(2)~(10)				0	0	
合計				0	0	

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考	
(1)補助対象職員の設置費	俸給		延人月			設置人員 1 商工会議所 0人 特任経営指導員 人 2 県連合会 0人 特任経営指導員 人	
	扶養手当		延人月				
		小計		0	0		
	通勤手当		延人月				
	特勤勤務手当		延人月				
	期末手当		人				
	寒冷地手当		延人月				
	住居手当		延人月				
	超過勤務手当		延人月				
	福利厚生費		人				
	人件費計			0	0		
	(2)指導事業費	旅費	指導旅費	延人			
研修会出席旅費			延人				
小計				0	0		
事務費		指導事務費					
		調査研究費	人				
		小計		0	0		
福利環境整備費			延人月				
指導事業費		講習会等開催費	回				
商工会等職員経営指導推進費		人					
指導事業費計			0	0			
合計				0	0		

















別記第4号様式(第5条関係)

## 収支予算書

### 1 収入の部

区分	予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
計					

### 2 支出の部

区分	予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
計					

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事

印

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号にて申請のありました 年度熊本県  
小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の交付申請については、  
熊本県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記の条件を付して金  
円を交付することに決定しましたので、同規則第 6 条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業の執行に当たっては、熊本県補助金等交付規則（昭和 5 6 年熊本県規則第 3 4 号）及び熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項（以下、「要項」という。）に従わなければならない。
- 3 補助金に係る消費税及び消費税相当額については、要項の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

番  
年 月 日  
号

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度熊本  
県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金に係る事業を下記のと  
おり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第 7 条及び熊本県小規模指導費補助  
金・小規模事業対策推進事業費補助金等交付要項第 7 条の規定により関係書類を添え  
て申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 金 円  
（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由

添付書類

- ( 1 ) 補助事業変更計画書
- ( 2 ) 補助対象職員設置調書
- ( 3 ) 収支（更正）予算書

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等		補助事業に要する経費		補助金申請額		備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
(1)補助対象職員の設置費	俸給		延人月	延人月	円		円		設置人員 1 商工会 0人 ①経営指導員 人 ②経営支援員 人 2 商工会議所 0人 ①専門経営指導員 人 ②経営指導員 人 ③経営支援員 人 3 県連合会 0人 ①商工会指導員 人 ②広域経営指導員 人 ③専門経営指導員 人 ④経営指導員 人 ⑤経営支援員 人 ⑥経営指導員研修生 人
		扶養手当	延人月	延人月					
		小計			0	0	0	0	
	通勤手当		延人月	延人月					
		特勤勤務手当	延人月	延人月					
	期末手当		人	人					
		寒冷地手当	延人月	延人月					
	住居手当		延人月	延人月					
		超過勤務手当	延人月	延人月					
	福利厚生費		人	人					
	人件費計				0	0	0	0	
(2)指導事業費	旅費	指導旅費	延人	延人					1 経営指導員 ①商工会議所主催 延人 ②県連合会主催 延人 2 経営支援員 ①商工会議所主催 延人 ②県連合会主催 延人
		研修会出席旅費	延人	延人					
		経営指導員等交流研修事業参加旅費	延人	延人					
		商工会等役員研修出席旅費	延人	延人					
		商工会議所基礎研修会出席旅費	延人	延人					
		商工会指導員等研修会出席旅費	人	人					
		広域指導センター所長会議出席旅費	人	人					
		小計			0	0	0	0	
	事務費	指導事務費							1 商工会 0人 ①経営指導員(再雇用者を除く) 人 ②経営支援員(再雇用者を除く) 人 2 商工会議所 0人 ①専門経営指導員(再雇用者を除く) 人 ②経営指導員(再雇用者を除く) 人 ③経営支援員(再雇用者を除く) 人
		調査研究費	人	人					
		特別調査研究費	延人月	延人月					
		経営支援特別対策事務費	件	件					
		指導用車両購入費	台	台					
		広報用車両購入費	台	台					
		小計			0	0	0	0	
	福利環境整備費		延人月	延人月					
	指導事業費	講習会等開催費	回	回					
		金融指導事業費	延件数	延件数					
		記帳指導員謝金	延人	延人					
		記帳指導職員指導手当	延人	延人					
		小計			0	0	0	0	
	商工会等職員経営指導推進費		人	人					
	支部活動推進費	支部借館料	力所	力所					
指導用車両購入費		台	台						
小計				0	0	0	0		
指導事業費計					0	0	0	0	

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等		補助事業に要する経費		補助金申請額		備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
(3)資質向上 対策事業費	研修指導事業費	大学校研修等参加費	人	人					
		役員研修会開催費	回	回					商工会議所主催 0回 県連合会主催 0回 役員 回 基本能力 回 業務分担 回 専門スタッフ 回
		海外研修事業参加費	人	人					
		経営指導員等技術研修 会費	開催 参加	開催 参加					商工会議所主催 回 県連合会主催 回
		県連合会役員セミナー出席旅 費	人	人					参加 人 参加 人
		商工会指導員等交流研修 事業参加費	人	人					
		コンピュータ要員(プログラマ) 養成研修会出席旅費	人	人					
		小計			0	0	0	0	
	経営指導員研修生 費	人	人						
	資質向上対策推進 事業費	回	回						
	人事交流赴任旅費	人	人						
	人事交流単身赴任 手当	人	人						
	計			0	0	0	0		
(4)経営指導 推進費	専門相談指導費	人	人						
	嘱託専門指導員謝 金	人	人						
	経営・技術強化支 援事業費	カ所 人日	カ所 人日						
	販路開拓支援事業 費	カ所 人日	カ所 人日						
	商工会等活動推進支 援事業費	カ所	カ所						
	指導用軽車両購入 費	台	台						
	経営発達マーケティングソ フト導入事業費	種類	種類						
計			0	0	0	0			
(5)小規模事 業施策普及費	小規模事業施策普 及費	パンフレット、ポスター作成費	種類 ホームページ カ所	種類 ホームページ カ所					パンフレット ポスター 種類 種類
		県連合会ニュース	県連ニュース作成・発行 回 ホームページ作成 カ所	県連ニュース作成・発行 回 ホームページ作成 カ所					
計			0	0	0	0			
(6)指導施設 建設費	指導施設建設費等	建設費	カ所	カ所					[指導施設]
		取得費	カ所	カ所					
		建設費	カ所	カ所					[研修センター併設]
		取得費	カ所	カ所					
		建設費	カ所	カ所					[研修センター増設]
		取得費	カ所	カ所					
		建設費	カ所	カ所					[展示等施設併設]
		取得費	カ所	カ所					
		建設費	カ所	カ所					[展示等施設増設]
		取得費	カ所	カ所					
		建設費	カ所	カ所					[総合指導施設]
取得費	カ所	カ所							
建設費	カ所	カ所					[県連合会施設]		
取得費	カ所	カ所							
計			0	0	0	0			

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員 数 等		補助事業に要する経費		補助金申請額		備 考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
(7)情報ネットワーク化等推進事業費	端末機設置費		台	台					
	電子計算機賃借料		延月数	延月数					中 型 台 小 型 台
	記帳機械化等推進事業オペレータ設置費		カ所 延人月 (オペレータ)	カ所 延人月 (オペレータ)					
	計				0	0	0	0	
(8)指導環境推進費	指導環境推進費(事務局長設置費)		延月数	延月数					
(9)若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費	青年部・女性部活動推進費	商工会議所 カ所	商工会議所 カ所					青年部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ 女性部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
			県連合会 カ所	県連合会 カ所					青年部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ 女性部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
		商工会青年部全国大会 熊本大会開催費							全国大会参加者数 人
	計				0	0	0	0	
(10)経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		カ所	カ所					
	講習会等出席及び緊急対策等事業費		カ所	カ所					
	計				0	0	0	0	
事業費小計(2)~(10)					0	0	0	0	
合計					0	0	0	0	

商工会等又は県連合会に対する補助事業変更計画

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等		補助事業に要する経費		補助金申請額		備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
(1)補助対象職員 の設置費	俸給		延人月	延人月	円		円		設置人員 1 商工会議所 0人 特任経営指導員 人 2 県連合会 0人 特任経営指導員 人
	扶養手当		延人月	延人月					
		小計			0	0	0	0	
	通勤手当		延人月	延人月					
	特勤勤務手当		延人月	延人月					
	期末手当		人	人					
	寒冷地手当		延人月	延人月					
	住居手当		延人月	延人月					
	超過勤務手当		延人月	延人月					
	福利厚生費		人	人					
	人件費計				0	0	0	0	
	(2)指導事業費	旅費	指導旅費	延人	延人				
研修会出席旅費			延人	延人					
小計					0	0	0	0	
事務費		指導事務費							
		調査研究費	人	人					
		小計			0	0	0	0	
福利環境整備費			延人月	延人月					
指導事業費		講習会等開催費	回	回					
商工会等職員経営指導推進費			人	人					
指導事業費計					0	0	0	0	
合計				0	0	0	0		

別記第8号様式(第7条関係)

## 収支(更正)予算書

### 1 収入の部

区分	予算額 (更正)	予算額 (当初)	比較		備考
			増	減	
計					

### 2 支出の部

区分	予算額 (更正)	予算額 (当初)	比較		備考
			増	減	
計					

別記第9号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事

印

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金に係る事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、熊本県小規模指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金を金 円（うち前回までの交付決定額 金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定より準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第10号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事

印

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金に係る計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金に係る事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定より準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第 1 1 号様式（第 9 条関係）

番  
年 月 日  
号

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度熊本県  
小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金に係る事業の遂行につい  
ては、熊本県補助金等交付規則第 1 1 条及び熊本県小規模事業指導費補助金・小規模  
事業対策推進事業費補助金交付要項第 9 条の規定により、別添のとおり報告します。

添付書類

補助事業遂行状況報告書

補助事業の区分	経費区分	人 数 等			
(1) 補助対象職員の設置費		設置人員	県配分	設置	延月数
		1 商工会	0 人	0 人	0 月
		① 経営指導員	人	人	月
		② 経営支援員	人	人	月
		2 商工会議所	0 人	0 人	0 月
		① 専門経営指導員	人	人	月
		② 経営指導員	人	人	月
		③ 経営支援員	人	人	月
		3 県連合会	0	0	0
		① 商工会指導員	人	人	月
		② 広域経営指導員	人	人	月
		③ 専門経営指導員	人	人	月
		④ 経営指導員	人	人	月
⑤ 経営支援員	人	人	月		
⑥ 経営指導員研修生	人	人	月		
(2) 指導事業費	旅費	研修会出席旅費	県配分	出席	
		1 経営指導員			
		① 商工会議所主催	人	人	
		② 県連合会主催	人	人	
		2 経営支援員			
		① 商工会議所主催	人	人	
	② 県連合会主催	人	人		
	事務費	特別調査研究費	設置	延月数	
		1 商工会	0 人	0 月	
		① 経営指導員(再雇用者を除く)	人	月	
		② 経営支援員(再雇用者を除く)	人	月	
		2 商工会議所	0 人	0 月	
		① 専門経営指導員(再雇用者を除く)	人	月	
② 経営指導員(再雇用者を除く)		人	月		
③ 経営支援員(再雇用者を除く)		人	月		
経営支援特別対策事務費	県配分	支援数			
	件	件			
指導用車両購入費	県配分	設置			
	台	台			
広報用車両購入費	県配分	設置			
	台	台			
福利環境整備費					
指導事業費	講習会等開催費		開催		
	1 商工会		回		
	2 商工会議所		回		
	3 県連合会		回		
記帳指導員等謝金等	県配分	設置			
記帳指導員謝金	人	人			
記帳指導職員指導手当	人	人			
商工会等職員経営指導推進費		県配分	設置		
	1 商工会	人	人		
	2 商工会議所	人	人		
3 県連合会	人	人			

補助事業の区分	経費区分	人 数 等		
(2) 指導事業費	支部活動推進費	支部借館料 1 商工会議所 2 県連合会	県配分 力所 力所	設置 力所 力所
		指導用車両購入費 県連合会	県配分 台	設置 台
(3) 資質向上対策事業費	研修指導事業費	大学校研修等参加費 1 商工会 2 商工会議所 3 県連合会	県配分 人 人 人	参加 人 人 人
		役職員研修会開催費 1 商工会議所主催 2 県連合会主催	県配分 回 回	開催 回 回
		海外研修事業参加費 商工会議所	県配分 人	参加 人
		経営指導員等技術研修会費 1 商工会議所主催 2 県連合会主催	県配分 人 人	参加 人 人
		県連合会役員セミナー出席旅費 県連合会	県配分 人	参加 人
		商工会指導員等交流研修事業参加費	県配分 人	参加 人
		コンピューター要員(プログラマー)養成 研修出席旅費	県配分 人	参加 人
	経営指導員研修生費			
	資質向上対策推進事業費	1 商工会議所 2 県連合会		開催 回 回
	人事交流赴任旅費	県連合会	県配分 人	設置 人
人事交流単身赴任手当	県連合会	県配分 人	設置 人	
(4) 経営指導推進費	専門相談指導費		県配分 人	設置 人
	嘱託専門指導員謝金	1 商工会議所 2 県連合会	県配分 人 人	設置 人 人
	経営・技術強化支援事業費	1 商工会議所 2 県連合会		実施数 力所 人日 力所 人日
	販路開拓支援事業費	1 商工会議所 2 県連合会		実施数 力所 力所
	商工会等活動推進支援事業費			
	指導用軽車両購入費	1 商工会 2 商工会議所	県配分 台 台	設置 台 台
	経営発達マーケティングソフト導入事業費	1 商工会議所 2 県連合会		設置 種類 種類



補助事業遂行状況報告書(第9条関係)

[小規模事業指導費補助金]

2 商工会等又は県商工会連合会(特任経営指導員)

商工会等コード( )

商工会等名( )

補助事業の区分	経費区分	人 数 等		
(1) 補助対象職員の設置費		設置人員	設置	延月数
		1 商工会議所 特任経営指導員	0 人 人	0 月 月
(2) 指導事業費	旅費	研修会出席旅費	県配分	出席
		① 商工会議所主催 ② 県連合会主催	人 人	人 人
	事務費			
	福利環境整備費			
	商工会等職員経営指導推進費			

別記第12号様式（第10条関係）

番  
年 月 日  
号

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業は、下記  
のとおり中止（廃止）したいので、承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の中止（廃止）の期間（廃止の時期）

別記第13号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事 印

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県小規模  
事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）  
については、同補助金交付要項第10条第2項の規定により下記の条件を付して承認  
しましたので通知します。

記

別記第14号様式（第11条関係）

番  
年 月 日  
号

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

補助対象職員変更承認申請書

補助対象職員を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。  
記

- 1 変更する補助対象職員の種別
- 2 変更者氏名
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 3 変更年月日
  - (1) 変更（満了）年月日
  - (2) 変更（新任）年月日
- 4 変更の理由

添付書類

- (1) 新任者の履歴書
- (2) 新任者の最終学歴卒業証明書（新たに補助対象職員となる者又は経営支援員から経営指導員に職種変更する者に限る。）
- (3) 新旧職員の人件費調書

別記第15号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事

印

補助対象職員変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました補助対象職員の変更に  
ついては、熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要  
項第11条第2項の規定により承認しましたので通知します。

記

1 変更する補助対象職員の種別

2 変更者氏名

（1）変更前

（2）変更後

3 変更年月日

（1）変更（満了）年月日

（2）変更（新任）年月日

別記第16号様式（第12条関係）

番  
年 月 日  
号

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

補助対象職員長期欠勤届

経営指導員（商工会指導員、専門経営指導員、広域経営指導員、特任経営指導員、経営支援員）（氏名）は、下記のとおり3月を越えて欠勤することとなったので報告します。

記

- 1 理由
- 2 欠勤開始日
- 3 出勤予定日
- 4 その他必要な事項  
（備考）診断書等の証明書を添付してください。

別記第17号様式（第13条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進  
事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき上記補助事業を実施  
したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び小規模事業指導費補助金・小規模事  
業対策推進事業費補助金交付要項第13条の規定により関係書類を添えてその実績を  
報告します。

添付書類

- (1) 熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金支払明細書
- (2) 補助対象職員設置調書
- (3) 事業実績書
- (4) 収支精算書

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
				円		円	
(1)補助対象職員 の設置費	俸給		延人月				設置人員
	扶養手当		延人月				1 商工会 0人
		小計		0	0	0	①経営指導員 人 ②経営支援員 人
	通勤手当		延人月				2 商工会議所 0人
	特勤勤務手当		延人月				①専門経営指導員 人 ②経営指導員 人 ③経営支援員 人
	期末手当		人				3 県連合会 0人
	寒冷地手当		延人月				①商工会指導員 人 ②広域経営指導員 人 ③専門経営指導員 人 ④経営指導員 人 ⑤経営支援員 人 ⑥経営指導員研修生 人
	住居手当		延人月				
	超過勤務手当		延人月				
	福利厚生費		人				
	人件費計			0	0	0	
	(2)指導事業費	旅 費	指導旅費	延人			
研修会出席旅費			延人				①商工会議所主催 延人 ②県連合会主催 延人
経営指導員等交流研修事業参加旅費			延人				2 経営支援員
商工会等役職員研修出席旅費			延人				①商工会議所主催 延人 ②県連合会主催 延人
商工会議所基礎研修会出席旅費			延人				
商工会指導員等研修会出席旅費			人				
広域指導センター所長会議出席旅費			人				
小計				0	0	0	
事 務 費		指導事務費					1 商工会 0人
		調査研究費	人				①経営指導員(再雇用者を除く) 人 ②経営支援員(再雇用者を除く) 人
		特別調査研究費	延人月				2 商工会議所 0人
		経営支援特別対策事務費	件				①専門経営指導員(再雇用者を除く) 人 ②経営指導員(再雇用者を除く) 人 ③経営支援員(再雇用者を除く) 人
		指導用車両購入費	台				
		広報用車両購入費	台				
		小計		0	0	0	
福利環境整備費			延人月				
指導事業費		講習会等開催費	回				
		金融指導事業費	延件数				
		記帳指導員謝金	延人				
		記帳指導職員指導手当	延人				
		小計		0	0	0	
商工会等職員経営指導推進費			人				
支部活動推進費		支部借館料	力所				
		指導用車両購入費	台				
		小計		0	0	0	
指導事業費計				0	0	0	

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
(3)資質向上対策事業費	研修指導事業費	大学校研修等参加費	人				
		役員研修会開催費	回				商工会議所主催 0回 県連合会主催 0回 役員 回 役員 回 基本能力 回 基本能力 回 業務分担 回 業務分担 回 専門スタッフ 回 専門スタッフ 回
		海外研修事業参加費	人				
		経営指導員等技術研修会費	開催参加				商工会議所主催 回 参加 人 県連合会主催 回 参加 人
		県連合会役員セミナー出席旅費	人				
		商工会指導員等交流研修事業参加費	人				
		コンピューター要員(プログラマー)養成研修会出席旅費	人				
	小計			0	0	0	
	経営指導員研修生費	人					
	資質向上対策推進事業費	回					
	人事交流赴任旅費	人					
人事交流単身赴任手当	人						
計				0	0	0	
(4)経営指導推進費	専門相談指導費	人					
	嘱託専門指導員謝金	人					
	経営・技術強化支援事業費	カ所 人日					
	販路開拓支援事業費	カ所 人日					
	商工会等活動推進支援事業費	カ所					
	指導用軽車両購入費	台					
	経営発達マーケティングソフト導入事業費	種類					
計				0	0	0	
(5)小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費	パンフレット、ポスター作成費	種類 ホームページ カ所				パンフレット ポスター 種類
		県連合会ニュース	県連合会ニュース作成・発行 回 ホームページ作成 カ所				
	計				0	0	0
(6)指導施設建設費	指導施設建設費等	建設費	カ所				[指導施設]
		取得費	カ所				
		建設費	カ所				[研修センター併設]
		取得費	カ所				
		建設費	カ所				[研修センター増設]
		取得費	カ所				
		建設費	カ所				[展示等施設併設]
		取得費	カ所				
		建設費	カ所				[展示等施設増設]
		取得費	カ所				
	建設費	カ所				[総合指導施設]	
取得費	カ所						
建設費	カ所				[県連合会施設]		
取得費	カ所						
計				0	0	0	

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
(7)情報ネットワーク化等推進事業費	端末機設置費		台				
	電子計算機賃借料		延月数				中 型 小 型
	記帳機械化等推進事業オペレータ設置費		カ所 延人月 (オペレータ)				
	計			0	0	0	
(8)指導環境推進費	指導環境推進費(事務局長設置費)		延月数				
(9)若手後継者等育成事業費	青年部・女性部活動推進費	青年部・女性部活動推進費	商工会議所 カ所				青年部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ 女性会 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
			県連合会 カ所				青年部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ 女性部 講習会等 回 人 研修会 回 人 交流会 回 人 活動推進事業 テーマ
		商工会青年部全国大会熊本大会開催費					全国大会参加者数 人
	計			0	0	0	
	(10)経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		カ所			
講習会等出席及び緊急対策等事業費			カ所				
計				0	0	0	
事業費小計(2)~(10)				0	0	0	
合計				0	0	0	

補助事業の区分	経費区分	経費区分の明細	員数等	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
(1)補助対象職員の設置費	俸給		延人月	円		円	設置人員
	扶養手当		延人月				1 商工会議所 特任経営指導員 0人
		小計		0	0	0	2 県連合会 特任経営指導員 0人
	通勤手当		延人月				
	特勤勤務手当		延人月				
	期末手当		人				
	寒冷地手当		延人月				
	住居手当		延人月				
	超過勤務手当		延人月				
	福利厚生費		人				
	人件費計			0	0	0	
(2)指導事業費	旅費	指導旅費	延人				1 商工会議所主催 2 県連合会主催
		研修会出席旅費	延人				
		小計		0	0	0	
	事務費	指導事務費					
		調査研究費	人				
		小計		0	0	0	
	福利環境整備費		延人月				
	指導事業費	講習会等開催費	回				
	商工会等職員経営指導推進費		人				
指導事業費計			0	0	0		
合計			0	0	0		

別紙 1

都道府県商工会連合会指導事業の実績

都道府県名

商工会指導事業実績

	商工会 現地指導 件数		経営指導員研修会				役職員講習会日数				研究会等開催件数							
			県共催	単独催	県外共催	計	役員	職員	合同	計	経改事業	商工会事業	調査研究	計				
32	38		42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64				
140100						0				0				0				
32	38		指導資料作成		パソコン貸出													
			商工会	経営指導員	計	商工会数									延べ回数			
140200			41	44	47	50												
32	38		講師等斡旋 記帳機械化 参加事業者数		記帳機械化システム推進				ブロック別指導				巡回指導		ポスター作成枚数			
					連絡会議		回数										参加数	
					回数		参加数											
140300			41	46	48	52	54	57										
青年部・女性部の指導			延回数		延人数													
			32	38	43													
			070000															
青年部・女性部 活動推進事業			講習会等		研修会		交流会		地域振興		その他							
			回数	人数	回数	人数	回数	人数	件数	人数	件数	人数						
	32		38	43	48	53	58	63	68	73	78	83						
	青年部		080100															
女性部		080200																
合併・広域連携の指導			商工会数		延べ回数													
			32	38	43													
			090000															
講習会等の開催 による指導件数	32		対象企業数	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	その他		計							
			38	43	47	51	55	59	63	67	71							
	集団 指導	計	回数	120601									0					
			人数	120602									0					
	集団 指導	計	回数	130601									0					
人数			130602									0						

# 事業実績報告書

(1) 商工会の行う経営改善普及事業の実績

単会実施分・広域連携実施分

商工会等名( \_\_\_\_\_ )

経営指導員設置延月数		32	38											
		010100		対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
		32	38	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88	
経営指導員の指導件数	巡回指導	製造業	010101											0
		建設業	010102											0
		小売業	010103											0
		卸売業	010104											0
		サービス業	010105											0
		その他	010106											0
		計	010107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窓口指導	製造業	010201											0
		建設業	010202											0
		小売業	010203											0
		卸売業	010204											0
		サービス業	010205											0
		その他	010206											0
		計	010207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
創業指導	巡回指導	010301											0	
	窓口指導	010401											0	
	計	010501	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
講習会等の開催による指導件数			32	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88	
	集団指導	計	回数											0
		人数												0
	個別指導	計	回数											0
人数													0	
金融の斡旋			32	38	43	48	57							
	日本政策金融公庫	一般・特別	040101											
		マル経資金	040102											
		環境改善資金等	040103											
		新創業融資	040104											
		計	040105	0	0		0		0					
	その他	県融資制度	040201											
		市町村制度融資	040202											
		商工貯蓄共済	040203											
		その他金融機関	040204											
計		040205	0	0		0		0						
合計		040300	0	0		0		0						

事務の代行	社会保険等		事業所数	従業員数									
	32		38	45									
	050100												
各種共済加入者数			小規模共済	倒産防止共済	中退金共済	商工貯蓄共済	その他						
	32		38	45	52	59	66						
	050200												
記帳継続指導			配分人数	員数	雇用延日数	指導延回数	対象事業者数	うち機械化数					
	32		38	43	48	55	62	69					
	060100												
	060200												
法律認定企業等	060300												
			中小企業等経営力強化法				地域資源活用プログラム		農商工連携		経営支援プログラム策定件数	小規模事業者支援法に伴う支援	
			経営革新支援		新連携支援								
	070100		指導回数	認定企業数	指導回数	認定企業数	指導回数	認定企業数	指導回数	認定企業数	指導回数	認定企業数	事業継続力

- (注) 1. 対象企業数は、巡回指導及び窓口指導を受けた企業数を記載するものとする。従って数度にわたって指導を受ける企業がある場合においても1企業とカウントする。
2. 巡回指導及び窓口指導の回数は、1企業が数度受けているような実態がある場合、全ての指導回数をカウントし、各々の指導欄に回数を記載すること。  
経営一般欄については、他の項目に該当しない経営に対する指導回数を記載すること。  
経営革新欄、情報化欄については、経営一般欄を除く他の項目と重複してカウントして差し支えないものとする。
3. 各種共済加入者については、その保有数を記入のこと。
4. 法律認定企業等については、法律認定を目標とした企業に対する指導回数を記載すること。また、その指導の結果の認定企業数を記載すること。  
経営支援プログラム策定件数については、当該年度に着手した件数を記載すること。  
小規模事業者支援法に伴う支援については、法定経営指導員における事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の支援数を記入すること。
5. 単会実施分及び広域連携実施分の別を記載し、それぞれ別様で集計すること。



- (注) 1. 対象企業数は、巡回指導及び窓口指導を受けた企業数を記載するものとする。従って数度にわたって指導を受ける企業がある場合においても1企業とカウントする。
2. 巡回指導及び窓口指導の回数は、1企業が数度受けているような実態がある場合、全ての指導回数をカウントし、各々の指導欄に回数を記載すること。  
経営一般欄については、他の項目に該当しない経営に対する指導回数を記載すること。  
経営革新欄、情報化欄については、経営一般欄を除く他の項目と重複してカウントして差し支えないものとする。
3. 各種共済加入者については、その保有数を記入のこと。
4. 法律認定企業等については、法律認定を目標とした企業に対する指導回数を記載すること。また、その指導の結果の認定企業数を記載すること。  
経営支援プログラム策定件数については、当該年度に着手した件数を記載すること。  
小規模事業者支援法に伴う支援については、法定経営指導員における事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の支援数を記入すること。
5. 単会実施分及び広域連携実施分の別を記載し、それぞれ別様で集計すること。



# 事業実績報告書

(4) 都道府県商工会連合会の行う経営改善普及事業の実績

経営指導員の指導件数	経営指導員設置延月数		32	38										
			010100											
				対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
			32	38	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88
	巡回指導	製造業	010101											
		建設業	010102											
		小売業	010103											
		卸売業	010104											
		サービス業	010105											
		その他	010106											
		計	010107											
	窓口指導	製造業	010201											
		建設業	010202											
		小売業	010203											
卸売業		010204												
サービス業		010205												
その他		010206												
計		010207												
創業指導	巡回指導	010301												
	窓口指導	010401												
	計	010501												
講習会等の開催による指導件数			32	43	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
	集団指導	計												
	個別指導	計												
金融の斡旋			32	38	斡旋件数	貸付件数	斡旋総額 (千円)		貸付総額 (千円)					
	日本政策金融公庫	一般・特別	040101											
		マル経資金	040102											
		環境改善資金等	040103											
		新創業融資	040104											
		計	040105											
	その他	県融資制度	040201											
		市町村制度融資	040202											
		商工貯蓄共済	040203											
		その他金融機関	040204											
計		040205												
合計	040300													
事務の代行	社会保険等		32	38	事業所数	従業員数								
			050100		45									
	各種共済加入者数		32	38	小規模共済	倒産防止共済	中退金共済	商工貯蓄共済	その他					
		050200		45	52	59	66							
記帳継続指導			32	38	配分人数	員数	雇用延日数	指導延回数	対象事業者数	うち機械化数				
	記帳専任		060100											
	指導手当		060200											
	謝金		060300											

法 律 認 定 企 業 等	中小企業等経営力強化法				地域資源活用プログラム		農商工連携		経営支援プログラム 策定件数	小規模事業者支援法 に伴う支援	
	経営革新支援		新連携支援		指導回数	認定企業数	指導回数	認定企業数		事業継続力	経営発達
	指導回数	認定企業数	指導回数	認定企業数							
070100											

- (注) 1. 対象企業数は、巡回指導及び窓口指導を受けた企業数を記載するものとする。従って数度にわたって指導を受ける企業がある場合においても1企業とカウントする。
2. 巡回指導及び窓口指導の回数は、1企業が数度受けているような実態がある場合、全ての指導回数をカウントし、各々の指導欄に回数を記載すること。  
 経営一般欄については、他の項目に該当しない経営に対する指導回数を記載すること。  
 経営革新欄、情報化欄については、経営一般欄を除く他の項目と重複してカウントして差し支えないものとする。
3. 各種共済加入者については、その保有数を記入のこと。
4. 法律認定企業等については、法律認定を目標とした企業に対する指導回数を記載すること。また、その指導の結果の認定企業数を記載すること。  
 経営支援プログラム策定件数については、当該年度に着手した件数を記載すること。  
 小規模事業者支援法に伴う支援については、法定経営指導員における事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の支援数を記入すること。
5. 単会実施分及び広域連携実施分の別を記載し、それぞれ別様で集計すること。



# 事業実績報告書

(6) 特任経営指導員の行う経営改善普及事業の実績

設置団体名 ( \_\_\_\_\_ )

①支援全体について

特任経営指導員の指導件数	特任経営指導員設置延月数			支援全体について										
	32	38	010100	対象企業数	専門機関連携	専門家活用	経営革新	経営支援PG	補助制度活用	税務	税制活用	その他経営一般	その他	計
巡回指導	製造業	010101		38	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88
	建設業	010102												
	小売業	010103												
	卸売業	010104												
	サービス業	010105												
	その他	010106												
	計	010107												
窓口指導	製造業	010201												
	建設業	010202												
	小売業	010203												
	卸売業	010204												
	サービス業	010205												
	その他	010206												
計	010207													
第二創業指導	巡回指導	010301												
	窓口指導	010401												
	計	010501												
				☞企業数										件数☝

②①のうち事業承継支援について

特任経営指導員の指導件数	事業承継支援について			支援全体について										
	32	38	010100	対象企業数	専門機関連携	専門家活用	経営革新	経営支援PG	補助制度活用	税務	税制活用	その他経営一般	その他	計
巡回指導	製造業	010101		38	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88
	建設業	010102												
	小売業	010103												
	卸売業	010104												
	サービス業	010105												
	その他	010106												
	計	010107												
窓口指導	製造業	010201												
	建設業	010202												
	小売業	010203												
	卸売業	010204												
	サービス業	010205												
	その他	010206												
計	010207													
第二創業指導	巡回指導	010301												
	窓口指導	010401												
	計	010501												
				☞企業数										件数☝

③①のうち被災事業者支援について (④に該当しない事業者)

特任経営指導員の指導件数	被災事業者支援について			支援全体について										
	32	38	010100	対象企業数	専門機関連携	専門家活用	経営革新	経営支援PG	補助制度活用	税務	税制活用	その他経営一般	その他	計
巡回指導	製造業	010101		38	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88
	建設業	010102												
	小売業	010103												
	卸売業	010104												
	サービス業	010105												
	その他	010106												
	計	010107												
窓口指導	製造業	010201												
	建設業	010202												
	小売業	010203												
	卸売業	010204												
	サービス業	010205												
	その他	010206												
計	010207													
第二創業指導	巡回指導	010301												
	窓口指導	010401												
	計	010501												
				☞企業数										件数☝

# 事業実績報告書

(6) 特任経営指導員の行う経営改善普及事業の実績

④①のうち新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経営支援について

特任経営指導員の指導件数				対象企業数	専門機関連携	専門家活用	経営革新	経営支援PG	補助制度活用	税務	税制活用	その他経営一般	その他	計	
				32	38	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88
巡回指導	製造業	010101													
	建設業	010102													
	小売業	010103													
	卸売業	010104													
	サービス業	010105													
	その他	010106													
	計	010107													
窓口指導	製造業	010201													
	建設業	010202													
	小売業	010203													
	卸売業	010204													
	サービス業	010205													
	その他	010206													
	計	010207													
第二創業指導	巡回指導	010301													
	窓口指導	010401													
	計	010501													

☞企業数

件数☞

⑤①のうち令和2年7月豪雨に係る経営支援について (④に該当しない事業者)

特任経営指導員の指導件数				対象企業数	専門機関連携	専門家活用	経営革新	経営支援PG	補助制度活用	税務	税制活用	その他経営一般	その他	計	
				32	38	43	48	53	58	63	68	73	78	83	88
巡回指導	製造業	010101													
	建設業	010102													
	小売業	010103													
	卸売業	010104													
	サービス業	010105													
	その他	010106													
	計	010107													
窓口指導	製造業	010201													
	建設業	010202													
	小売業	010203													
	卸売業	010204													
	サービス業	010205													
	その他	010206													
	計	010207													
第二創業指導	巡回指導	010301													
	窓口指導	010401													
	計	010501													

☞企業数

件数☞

法律認定企業等	小規模事業者支援法に伴う支援	
	事業継続力	経営発達
	070100	

- (注) 1. 対象企業数は、巡回指導及び窓口指導を受けた企業数を記載するものとする。従って数度にわたって指導を受ける企業がある場合においても1企業とカウントする。  
 2. 巡回指導及び窓口指導の回数は、1企業が数度受けているような実態がある場合、全ての指導回数をカウントし、各々の指導欄に回数を記載すること。  
 経営一般欄については、他の項目に該当しない経営に対する指導回数を記載すること。  
 経営革新欄、情報化欄については、経営一般欄を除く他の項目と重複してカウントして差し支えないものとする。  
 3. 各種共済加入者については、その保有数を記入のこと。  
 4. 法律認定企業等については、法律認定を目標とした企業に対する指導回数を記載すること。また、その指導の結果の認定企業数を記載すること。  
 経営支援プログラム策定件数については、当該年度に着手した件数を記載すること。  
 小規模事業者支援法に伴う支援については、法定経営指導員における事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の支援数を記入すること。  
 5. 単会実施分及び広域連携実施分の別を記載し、それぞれ別様で集計すること。

別記第19号の2様式

(7) 事業継続力強化支援計画に関する支援実績

商工会等名		法定経営指導員	
支援日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
支援内容等 (計画策定や実行 に関する助言の 内容等)			
備 考			

別記第19号の2様式

(8) 経営発達支援計画に関する支援実績

商工会等名		法定経営指導員	
支援日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
支援内容等 (計画策定や実行 に関する助言の 内容等)			
備 考			

別記第20号様式(第13条関係)

## 収支精算書

### 1 収入の部

区分	精算額	予算額	比較		備考
			増	減	
計					

### 2 支出の部

区分	精算額	予算額	比較		備考
			増	減	
計					

別記第21号様式（第14条関係）

取得財産等管理台帳（                      年度）

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年月日	保 管 場 所	備 考

- （注）1．対象となる取得財産等は、交付要項第14条第1項に定める財産とする。
- 2．数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載すること。
- 3．取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

別記第22号様式（第14条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

取得財産の処分承認申請書

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項第14条第2項の規定により承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

別記第23号様式（第15条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事 印

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第24号様式（第16条関係）

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費  
補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店	口座番号
直接払			
送金払			

年 月 日

住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

熊本県知事 様

別記第25号様式（第16条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

年度熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進  
事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
交付決定済額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

(口座振替払)

金融機関名	銀行	支店
預金種目		
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

(概算払が必要な理由)

熊本県知事 様

商工会等又は県連合会の住所  
商工会等又は県連合会の名称  
会長又は会頭 氏 名

年度消費税額の額の確定に伴う報告書

熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 補助金額 (知事が確定通知書により通知した額)                    | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額             | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2)                           |   |

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 8 % 相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。